

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立松蔭高等学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は全生徒の自治精神を養い、それにとまなう自主的活動によって学校当局と協力し本校の発展ならびに全生徒の福祉増進を計り、生徒相互の親和、個人の完成を目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は本校全生徒をもって会員とする。

第4条 議会は本会の最高決議機関であり、全議員の3分の2をもって成立する。

第5条 議会は前記目的達成に必要な権限を与えられる。遂行されたあらゆる事務報告、決議修正は議員によって学校全体に伝えられる。

第6条 議会は少なくとも1週間に1回開催される。

第7条 決議は出席議員の過半数の賛成がなければ成立しない。

第8条 議員は各ホーム・ルームより2名ずつ選出され、任期は半年とするが、引き続き就任も可能である。

第4章 総 会

第9条 総会は会長または議員の過半数、あるいは会員の3分の1以上の要求があった時に開く。

第10条 総会は会員の3分の2以上をもって成立する。

第5章 役 員

第11条 本会役員は会長1名、副会長1名、書記2名会計2名ならびに各常任委員長とする。

第12条 前記役員は少なくとも1週間に1回役員会を開き議会の運営およびその他の重要な本会の企画に当る。ただし役員会で企画されたことはかならず議会の賛成を得なければ実施できない。また役員には表決権はない。

第13条 各常任委員長は議員より互選され、その他の役員は生徒会選挙規則により、全校生徒中から選出される。

第14条 役員任期は議員と同じく半年とする。

第15条 会長は本会の首長であり役員会の長を兼任する。

第16条 副会長は会長不在または執務不能の場合はこれに代り、また委員会の長に選ばれることもある。

第17条 会長、副会長は如何なる会議にも出席して発言することが出来る。

第18条 書記は下記のもの正確な記録保持に当る。

イ 会則・付則

ロ 議員ならびに委員名簿

ハ 委任状

ニ 通信文

ホ 議会その他の会議の議事録

ヘ その他の書類

第19条 会計は会の出納、会計報告を行う。

第20条 会計および書記は任期終了前、または、議会より請求がある場合は報告を行わなければならない。

第21条 各常任委員は委員会の企画および運営をつかさどる。

第6章 委員会

第22条 議会には次のような常任委員会が組織される。

財政、文化、運動、厚生

イ 財政常任委員会は財政に関する事をつかさどる。

ロ 文化常任委員会は、文化的諸行事、生徒会の広報活動ならびに出版物に関する種々なる事項の管理に当る。

ハ 運動常任委員会は一般的体育運動をつかさどる。

ニ 厚生常任委員会は生徒の福祉、風紀、衛生をつかさどる。

議員はこれらの常任委員会の何れか1つに属し、会長がそれぞれの希望に基づいて任命する。

第23条 議会は必要に応じて特別委員会を設置することが出来る。

第7章 財政

第24条 本会の経費は会費又はその他の収入によってまかなわれる。

第25条 本会の予算は議会において決定される。

第26条 各委員会の経費は定められた予算内でまかなわれ、その都度会計により議会に報告される。

第27条 会計検査は任期満了前に議会の選んだ財政常任委員会によって行われる。

第8章 顧問

第28条 本会は次の機関に各1名以上の顧問教官を委嘱する。財政、文化、運動、厚生。顧問教官は夫々の機関ならびに議会で発言することが出来るが表決権ならびに動議権はない。

第9章 決議事項の実施

第29条 本会の決議事項に当たっては、校長の承認を得なければならない。

第30条 本会則に対する修正案は文書式にして役員会に提出しなければならない。

第31条 会則の修正は議員の3分の2以上の賛成により可決され、全員の3分の2以上の承認によって成立する。

第10章 付則

第32条 本会則は令和5年4月1日より実施する。